第２コムハウス通信

2023年4月28日(金)

1054号

明日からゴールデンウイークですね！ 第２コムハウスでは29日が今年度最初の土祝開所日ですので、連休気分に入るのは、5月なってからかもしれませんが、すでに信州には県外ナンバーの車がたくさん来ていて、観光地はにぎわっている様子です。この連休中、どうぞお気をつけてお過ごしください。

さて、ゴールデンウイークの祝日のひとつに、5月３日「憲法記念日」があります。憲法記念日は、日本国憲法の「施行」を記念する日です。ちなみに憲法「公布」の日は11月３日「文化の日」です。新しい憲法がつくられた当時、公布日の11月３日を憲法記念日とする案が有力だったそうです。が、この日は明治天皇の誕生日（天長節、明治節）だったため、戦前の価値観を引きずる動きだとしてGHQが認めず、半年後の「施行」の日を憲法記念日としたとのことです（諸説あるようですが）。
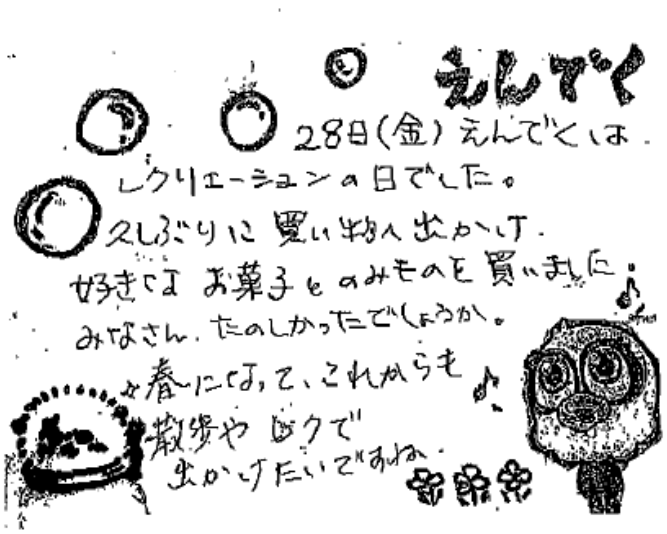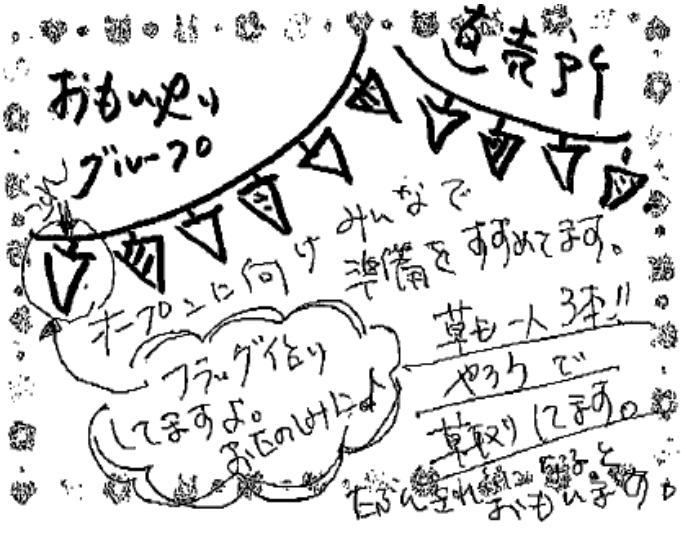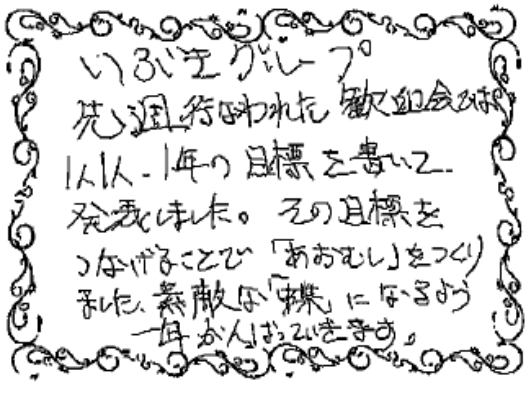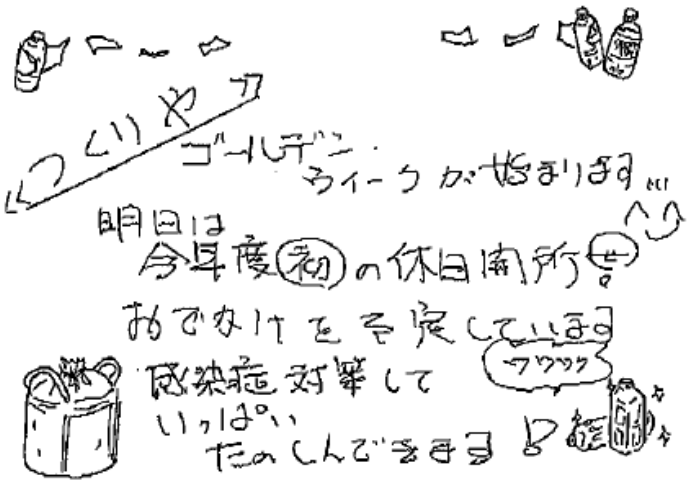
日本国憲法は、「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」という三つの基本原則に基づいていますが、改めて意識してみると、「アルプス福祉会のめざすもの（法人理念）」につながっていると感じました。法人理念にある、「どのような障がいのある人も人権が尊重され、かけがえのない人生の主人公として、いきいきと暮らしていける社会」とは、この憲法の精神が活かされた社会だと思います。また、とりくみが終盤となった国会請願署名は、私たちの「主権者としての行動」のひとつです。今期の署名数は、おかげさまで、目標の700筆に近づいてきました。私たちの声を届けるため、最後のよびかけをしたいと思います。